

<参考情報>日本版包装前面栄養表示ガイドラインに関する Q&A（案）

問 1 日本版包装前面栄養表示を導入した食品においては、栄養成分表示を省略することはできますか。

答 1 栄養成分表示は、食品表示基準に位置付けられた義務表示事項であるため、省略することはできません。

なお、WHO やコーデックス委員会の包装前面栄養表示ガイドラインにおいても、包装前面栄養表示は栄養成分表示に加えて表示するものであるとされています。

問 2 子供向けに製品設計されている食品において日本版包装前面栄養表示を導入する場合は、どのようなことに留意すべきですか。

答 2 日本版包装前面栄養表示に活用されている栄養素等表示基準値は、18 歳以上の成人における日本人の食事摂取基準（2025 年版）の推奨量等から算出された値です。したがって、18 歳未満の子供向けに製品設計されている食品において、日本版包装前面栄養表示を導入する場合、栄養素等表示基準値に占める割合は、18 歳以上の成人の摂取目安である旨を様式の近接した箇所に表示するなどの工夫が必要です。

問 3 なぜ特別用途食品（特定保健用食品を除く。）の病者用食品及び乳児用調製乳が日本版包装前面栄養表示の範囲外となっているのですか。

答 3 日本版包装前面栄養表示に用いる栄養素等表示基準値は、18 歳以上の成人における日本人の食事摂取基準（2025 年版）の推奨量等から算出された値です。特別用途食品の対象である病者や乳児においては、1 日当たりの栄養素等の摂取目安が栄養素等表示基準値と異なり、また、当該年齢区分の消費者においては、摂取目安の個人差も大きいことから、日本版包装前面栄養表示の範囲外としています。

問 4 なぜ酒類が日本版包装前面栄養表示の範囲外となっているのですか。

答 4 WHO 及びコーデックス委員会における包装前面栄養表示ガイドラインにおい

ては、包装前面栄養表示は健康・栄養政策に沿ったものであること及び酒類は範囲外であることが示されていることから、本ガイドラインにおいても範囲外としています。

問5 エネルギーのみなど、一部の栄養成分等のみを表示してもよいですか。

答5 日本版包装前面栄養表示は、当該食品の1食分当たりの熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの）の量に加え、栄養素等表示基準値に占める当該量の割合を表示するものです。日本版包装前面栄養表示は、消費者の健康の維持・増進に資する取組とする観点から、エネルギーのみなど、一部の栄養成分等のみを表示するのではなく、エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物及び食塩相当量の五つの項目を表示することとしています。

問6 日本版包装前面栄養表示の対象になっていない栄養成分を追加する場合は、どのようにすればよいですか。

答6 日本版包装前面栄養表示の様式に定めるエネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物及び食塩相当量の五つの項目を表示した上で、更に栄養成分を追加する場合は、消費者が栄養強調表示と誤認しないようにすることや、五つの項目の視認性が低下しないよう配慮が必要です。

問7 「5（2）食品単位」において、栄養成分表示に用いる食品単位と一致させることができ困難であると判断したものについて留意する事項はありますか。

答7 「5（2）食品単位」において、栄養成分表示に用いる食品単位と一致させることができ困難であると判断したものについては、日本版包装前面栄養表示に用いる食品単位に対応した栄養成分等の量を新たに設定することになります。この場合は、日本版包装前面栄養表示における栄養成分等の量の設定根拠について、消費者等に合理的に説明できるよう、根拠となる資料を保管する必要があります。

問8 日本版包装前面栄養表示に用いる栄養成分等の量が、合理的な推定によって得られた値である場合は、日本版包装前面栄養表示の様式の近接した箇所に「推定値」と表示する必要がありますか。

答 8 日本版包装前面栄養表示においては、消費者の視認性確保の観点から、「推定値」や「この表示値は、目安です。」を表示する必要はありません。

問 9 栄養成分表示が上限値及び下限値による表示の場合は、日本版包装前面栄養表示に用いる栄養成分等の量については、栄養成分表示の表示値と一致させることができ望ましいとの観点から、一定の値ではなく、下限値及び上限値で表示しなければなりませんか。

答 9 消費者の視認性確保の観点から、日本版包装前面栄養表示に用いる栄養成分等の量は、下限値及び上限値ではなく、一定の値で表示することが望ましいです。例えば、栄養成分表示における下限値及び上限値の中央値等を用いることが考えられます。

問 10 日本版包装前面栄養表示に用いる栄養成分等の量の最小表示の位や0と表示できる量を定めていますか。

答 10 本ガイドラインにおいては、最小表示の位や0と表示できる量は定めていませんが、日本版包装前面栄養表示に用いる栄養成分等の量は、栄養成分表示と一致させることができます。ただし、消費者の視認性確保の観点等から、食品単位当たりでエネルギーにおいては1 kcal未満、たんぱく質、脂質及び炭水化物においては1 g未満、食塩相当量においては0.1 g未満となる場合は、その栄養成分等の量について以下の例のように表示することができます。

例：< 1 kcal、< 1 g、< 0.1g、1 kcal 未満、1 g 未満、0.1g 未満

問 11 本ガイドラインで摂取時の状態における栄養成分等の量での表示が想定されていない食品において、摂取時の状態における栄養成分等の量を表示することは可能ですか。

答 11 本ガイドラインで摂取時の状態における栄養成分等の量での表示を想定していない食品においては、摂取時ではなく、販売時の状態における栄養成分等の量を表示することが望ましいです。

問12 シリーズ製品の一部に日本版包装前面栄養表示を導入することは可能ですか。
シリーズ製品に日本版包装前面栄養表示を導入したい場合、全ての同シリーズ製品に導入する必要がありますか。

答 12 シリーズ製品の一部に日本版包装前面栄養表示を導入することは可能です。
容器包装の切替え等のタイミングを踏まえ、実行可能な食品において日本版包装前面栄養表示の導入を検討ください。

問13 容器包装以外で、例えば、栄養成分表示の義務が課せられていない外食におけるメニュー表や EC サイトなどにおいて、日本版包装前面栄養表示の様式を使用することは可能ですか。

答 13 可能です。